01 警察庁

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
010010	道路状況に応じた自動車制限速度の規制緩和について	道路交通法第4条第1項、第22条第1項	都道府県公安委員会は、道路標識等を設置及び管理して、道路における交通の規制をすることができる。 車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度を、その他の道路においては政令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。	D－1		一般道路における自動車の最高速度規制は、道路標識等により最高速度が指定されている道路においてはその最高速度が適用され、道路標識等により最高速度が指定されていない道路においては法定速度である時速60キロメートルが適用されることとされている（道路交通法第22条第1項及び道路交通法施行令第11条）。 そして、道路標識等による最高速度規制については、都道府県公安委員会が、道路の設計速度、道路構造、自動車の実勢速度、交通量、交通事故の発生状況、交通安全施設等の整備状況、沿道環境等の諸条件を総合的に勘案して個別に決定しており、都道府県公安委員会が具体的な道路の区間についてこれらの諸条件を総合的に勘案した結果、交通の安全と円滑の確保、騒音、振動等の交通公害の防止、沿道住民の意向等の観点から問題がないと判断する場合は、道路標識等により法定速度を超える最高速度を指定することも法令上可能である。具体的な最高速度規制の要望については、北海道警察に相談していただきたい。	貴庁の回答によれば、道路標識等により法定速度を超える最高速度を指定することも法令上可能とのことだが、実際に法定速度を超える最高速度を指定した事例が今までにあるのか否か、また、ある場合には当該事例を例示されたい。				例えば北海道では、国道5号、国道40号等において法定速度を超える最高速度が指定されている。	1026	1026010	一般国道の自動車制限速度を緩和し、時速70km走行を可能にすることを提案する。	現在、北海道東部では、高規格幹線道路旭川・紋別自動車道の整備が進んでいるところであるが、滝上町はこのルートから外れており、今後、高規格幹線道路の整備に伴い国道273号の交通量は減少することが確実視されている。 国道273号の利用対策として「国道273号の浮島トンネル・滝上橋間34．8km」の自動車制限速度を緩和し、時速70km走行を可能にすることを提案する。この間の通学ゾーン・急カーブ・及び冬期間（積雪期間）は交通安全に配慮した制限としたい。 これにより、高規格幹線道路への接続の利便性が図られ、芝ざくらへの入り込みなどの観光振興・物流促進等の経済振興及び国道273号の利用の促進が図られる。	北海道滝上町	道路状況に応じた自動車制限速度の規制緩和について
010020	廃棄海苔網の販売に対する古物営業許可の緩和	古物営業法第2条、第3条	古物を売買等する営業であって、古物を売却すること又は自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受けることのみを行うもの以外のものを営もうとする者は、営業所を管轄する都道府県ごとに都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。 ここにいう「古物」とは、一度使用された物品若しくは使用されない物品で使用のために取り引きされたもの又はこれらの物品に幾分の手入れをしたものをいう。	C		古物営業の許可を受けることなく古物たる海苔網又は煉瓦の売買を行うことを認めることとすれば、古物営業法が古物商に対して課している各種義務（古物買受時の相手方の氏名等の確認、帳簿等への記載等）を免れる結果、古物営業法の目的である盗品等の売買防止、速やかな発見等が阻害されることとなる。	右提案主体からの意見に対し回答されたい。	海苔網及び煉瓦の回収に付いての「再生利用認定制度の対象廃棄物の拡大」の規制緩和をお願いできれば、廃棄海苔網の買受時の相手方の氏名等の確認、帳簿への記載義務の緩和は強く望むものでないが、古物営業許可を受けることによりその他にどのような義務が発生し、また研修や指導等が発生するか不明でありお教えいただきたい。			「再生利用認定制度の対象廃棄物の拡大」については、当庁は回答する立場にない。 古物営業の許可を受けることによって生じる具体的な義務については、古物買受時の相手方の氏名等の確認、帳簿への記載等以外に、例えば、営業所等ごとに、国家公安委員会規則で定める様式の標識の掲示、管理者の選任等の義務が生じることとなる。なお、その他の具体的な義務については、都道府県警察にご相談していただきたい。	1067	1067020	利用しなくなった廃棄海苔網について、古物営業許可を受けることなく、害獣駆除に再利用する農家に販売することにより、当該廃棄海苔網の適正処理を促進し、自然環境の保全と循環型社会の地域づくりに資する。	愛知県三河湾に面する海苔養殖産業からでる産廃海苔網を回収、洗浄、再生し、山間部の農家へ提供し、害獣対策用の網として再利用する。	特定非営利活動法人 0563.netNPO（50080）、エコ・コミュニティー研究会（50110）	エコ・コミュニティー特区（現　海と山を海苔網で繋ぐ環境リサイクル特区）
010030	生活を守る交通安全特区	道路交通法第4条第1項	都道府県公安委員会は、道路標識等を設置及び管理して、道路における交通の規制をすることができる。	D－2		構造改革特区「まちづくり交通安全対策事業」では、地方公共団体、所轄警察署、地域住民等からなる協議会が総合的なまちづくりの計画を策定し、その計画に基づいて都道府県警察が交通規制を実施することとされているが、同事業の趣旨に沿った効果的かつ一体的な道路交通環境の整備が行われる見込みがある地域であれば、ある程度広域にわたる地域であっても、同事業に係る特例措置の適用を受けることは可能であるので、同事業を活用していただきたい。	右提案主体からの意見に対し回答されたい。	今回の提案は、歩行者の安全のみを目的とするものではなく、地元企業を含め地域住民が安心して車を運転できる（道路を利用できる）ことを目的としているものです。このような目的のものであっても「102まちづくり交通安全対策事業」又は「104公共交通利用促進事業」と同様の特例を受けることができるのかご教授いただきたい。 また、木曽郡全域のような広範な地域であっても認定対象となりえるのか。さらには、広域的な地域を対象とした協議会を設立する場合に、その構成メンバーとして木曽郡内の関係者を考えておりますが、どのような組織を含めるべきかという基準又は考え方についてもご教授いただきたい。			歩行者の通行の安全だけでなく自動車の通行の安全をも図る計画であっても、「まちづくり交通安全対策事業」に係る特例措置の適用を受けることは可能であり、その計画が公共交通機関等の利用促進のための計画を含むものである場合は、「公共交通利用促進事業」に係る特例措置の適用を受けることも可能である。 また、前回回答でも述べたように、同事業の趣旨に沿った効果的かつ一体的な道路交通環境の整備が行われる見込みがある地域であれば、ある程度広域にわたる地域であっても、同事業に係る特例措置の適用を受けることは可能であり、木曽郡全域のような広範な地域であっても認定対象になり得る。 さらに、協議会の構成メンバーは、都道府県警察の職員、構造改革特別区域計画の認定を受けた地方公共団体の職員、道路の管理者その他関係行政機関の職員、対象地域の住民や事業者の代表、対象地域を通行する一般の道路利用者の代表、都市計画、交通工学等に関する学識経験者、その他魅力あるまちづくりを行うため参画を得る必要のある者を標準的な構成としている。	1087	1087010	広域的な市町村、所轄警察署、地域住民、商工団体等によって構成される官民一体型の協議会を組織し、当協議会において結論を得た交通規制については、その結論に基づき都道府県公安委員会がこれを実施する。	地域住民の生活を守る交通安全には、地域のニーズを的確に反映させ、必要に応じて交通規制を実施する必要があることから、地域交通のあり方を検討する広域的な官民一体型の協議会を組織し、当協議会において結論を得た交通規制については、その結論に基づき都道府県公安委員会がこれを実施するものとする。この構想（プロジェクト）を実施することにより、当該地域の道路交通に対する安全性が向上し、地域住民による利用が増加するとともに、周辺地域への企業の進出が図られ、地域の発展へつながる。	長野県、木曽広域連合	生活を守る交通安全特区
010040	炭酸ガス銃によるペイント弾の発射	銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）第4条第1項、第10条第2項	(1) 銃砲の所持許可 銃刀法第3条の規定により銃砲の所持は原則禁止され、銃刀法第4条の許可を受けた場合等に限って所持することができるとされている。 (2) 許可を受けた銃砲の発射 銃刀法第4条の所持許可を受けた者は、指定射撃場で射撃する場合等を除いては、当該許可を受けた銃砲を発射してはならない.	D－1		(1) ペイント弾によりクマの個体識別ができるようにし、それによって加害個体の特定及び駆除を容易にする目的で、ペイント弾発射用炭酸ガス銃を所持することについて （D－1：現行の規定により対応可能） ア　本件提案に係る炭酸ガス銃が銃砲（空気銃）に当たる場合 本件炭酸ガス銃によるペイント弾の発射は、クマに対して不快な刺激を与えるなど、駆除を容易にするものであり、銃刀法第4条第1項第1号における有害鳥獣駆除に該当すると考えられるため、同号の所持許可を得ることは可能である。 イ　銃砲に該当しない場合 銃刀法第22条の2（模造けん銃）又は第22条の3（模擬銃器）に当たらない限り、所持及び使用に銃刀法上の規制はない。 (2) クマの個体識別を行い加害個体を駆除する目的で、ペイント弾を住居集合地域等及び夜間において発射することについて ア　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護法」という。）鳥獣保護法の規定による有害鳥獣捕獲をする場合 鳥獣保護法の規定による有害鳥獣捕獲の用途に供するため、銃砲の所持許可を受けた者は、「鳥獣保護法の規定により銃猟する場合」に限って銃砲を発射できるとされている。 したがって、鳥獣保護法の問題となるので、当庁が代表してお答えする立場にない。 イ　鳥獣保護法の規定による有害鳥獣捕獲以外の有害鳥獣駆除をする場合 （D－1：現行の規定により対応可能） 時間、場所、使用するに至った経緯、使用時の周囲の状況等から見て、社会通念上、その発射が有害鳥獣駆除の目的で行われたものと認められる限り、住居集合地域等や夜間においても発射することは可能である。						1101	1101020	特区内に限定して、ピッキオのクマ対策専属スタッフがペイント弾を発射する銃（炭酸ガス銃：資料18）を所持と夜間の使用を認めていただきたい。そのためには、銃刀法上の銃砲の所持と運用に関わる規制の緩和が必要である。炭酸ガス銃によるペイント弾は、クマに対して強い刺激を与えるものでもなく、射程距離も限られているので、火薬を伴う他の銃砲利用とは状況が大きく異なる。また、万が一、人工物や人に命中しても致命的ではなく、清掃などの弁償により解決できる。もちろん発射前に矢先の確認は十分に行う。	現在、国内での「ペイント弾」は、スポーツ、防犯用として利用されている。ペイント弾を使用する場合、専用の炭酸ガス銃を使用して発射する場合と、手投げの2つの方法がある。実際、クマ対策の中では、個体識別の手段としての活用が期待される。その場合、ペイント弾を、瞬時に、かつ正確に個体に的中させる必要がある。そのためには、炭酸ガス銃を使用する方法が理想とされる。これにより、捕獲が困難なクマの個体識別が可能となり、加害個体の特定にも大きく貢献する。	特定非営利活動法人ピッキオ	軽井沢町「人とクマとの共存」特区
010050	道路の速度制限の上限緩和	道路交通法第4条第1項、第22条第1項	都道府県公安委員会は、道路標識等を設置及び管理して、道路における交通の規制をすることができる。 車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度を、その他の道路においては政令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。	D－1		一般道路における自動車の最高速度規制は、道路標識等により最高速度が指定されている道路においてはその最高速度が適用され、道路標識等により最高速度が指定されていない道路においては法定速度である時速60キロメートルが適用されることとされている（道路交通法第22条第1項及び道路交通法施行令第11条）。 そして、道路標識等による最高速度規制については、都道府県公安委員会が、道路の設計速度、道路構造、自動車の実勢速度、交通量、交通事故の発生状況、交通安全施設等の整備状況、沿道環境等の諸条件を総合的に勘案して個別に決定しており、都道府県公安委員会が具体的な道路の区間についてこれらの諸条件を総合的に勘案した結果、交通の安全と円滑の確保、騒音、振動等の交通公害の防止、沿道住民の意向等の観点から問題がないと判断する場合は、道路標識等により設計速度を超える最高速度を指定することが法令上否定されるものではなく、また、道路標識等により法定速度を超える最高速度を指定することも法令上可能である。具体的な最高速度規制の要望については、都道府県警察に相談していただきたい。	貴庁の回答によれば、道路標識等により法定速度を超える最高速度を指定することも法令上可能とのことだが、提案内容は、現在60km／hと定められている法定速度そのものの緩和であり、貴庁の回答では提案内容が実現可能か否かについて不明である。提案内容が実現可能か否かについて再度検討し回答されたい。また、不可能な場合には60km／hの根拠を明確にされたい。				法定速度は、道路の設計速度を基本に考えつつ、交通の実態等を勘案した上で定められているものであり、高速自動車国道及び自動車専用道路以外の一般道路の設計速度が原則として60km／h以下であること（道路構造令第13条）等にかんがみると、現在60km／hと定められている一般道路の法定速度を緩和することは適当ではないが、都道府県公安委員会が、道路の設計速度、道路構造、自動車の実勢速度、交通量、交通事故の発生状況、交通安全施設等の整備状況、沿道環境等の諸条件を総合的に勘案した結果、交通の安全と円滑の確保、騒音、振動等の交通公害の防止、沿道住民の意向等の観点から問題がないと判断する場合は、御提案の趣旨である法定速度を超える最高速度の指定を道路標識等により行うことも法令上可能である。具体的な最高速度規制の要望については、都道府県警察に相談していただきたい。	1103	1103010	速度制限の上限を設定する際に、道路構造令によって、規定されている設計速度を超えても良いこととし、道路標識等により最高速度を指定されていない道路における法定速度（60km／h）を緩和する。	県内の道路交通を円滑化するため、郊外の一般道路で過剰な速度制限がされている区間において速度制限の上限を緩和する。上限を地域に即したものに見直すことで、道路をより有効活用することが可能になる。特に、人、モノの流通の迅速化・効率化で、地域産業の活性化を図ることができる。また、今後の高速道路の建設を縮小していくことも可能となる。	桜井充	道路の速度制限の上限の緩和特区
010060	道路の速度制限の上限緩和	道路交通法第4条第1項、第22条第1項	都道府県公安委員会は、道路標識等を設置及び管理して、道路における交通の規制をすることができる。 車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度を、その他の道路においては政令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。	D－1		一般道路における自動車の最高速度規制は、道路標識等により最高速度が指定されている道路においてはその最高速度が適用され、道路標識等により最高速度が指定されていない道路においては法定速度である時速60キロメートルが適用されることとされている（道路交通法第22条第1項及び道路交通法施行令第11条）。 そして、道路標識等による最高速度規制については、都道府県公安委員会が、設計速度、道路構造、自動車の実勢速度、交通量、交通事故の発生状況、交通安全施設等の整備状況、沿道環境等の諸条件を総合的に勘案して個別に決定しており、都道府県公安委員会が具体的な道路の区間についてこれらの諸条件を総合的に勘案した結果、交通の安全と円滑の確保、騒音、振動等の交通公害の防止、沿道住民の意向等の観点から問題がないと判断する場合は、道路標識等により設計速度を超える最高速度を指定することが法令上否定されるものではない。また、「交通規制基準」において「原則として標準規制速度から±10km／hの範囲で規制速度を決定する」とされているのは、規制速度を指定する際の最小単位である±10km／hの範囲で標準規制速度から上下させて規制速度を決定することにより、標準規制速度から著しく乖離することがないようにしつつ地域の実態に応じた規制速度の決定を行うことを原則とする趣旨であるが、これは原則であり、都道府県公安委員会が道路標識等により標準規制速度から±10km／hを超えて規制速度を決定することも法令上可能である。具体的な最高速度規制の要望については、都道府県警察に相談していただきたい。	貴庁の回答によれば、標準規制速度から±10km／hを超えて規制速度を決定することも法令上可能とのことだが、提案内容は、当該±10km／hの範囲を撤廃することであり、貴庁の回答では提案内容が実現可能か否かについて不明である。提案内容が実現可能か否かについて再度検討し回答されたい。				前回回答でも述べたとおり、「交通規制基準」において「原則として標準規制速度から±10km／hの範囲で規制速度を決定する」とされているのは、規制速度を指定する際の最小単位である±10km／hの範囲で標準規制速度から上下させて規制速度を決定することにより、標準規制速度から著しく乖離することがないようにしつつ地域の実態に応じた規制速度の決定を行うことを原則とする趣旨であり、道路が全国的なネットワークを形成していることにかんがみると、規制速度の決定の基準が都道府県公安委員会ごとに著しく異なることは不適切であることから、この原則を撤廃することは適当ではないが、都道府県公安委員会が、設計速度、道路構造、自動車の実勢速度、交通量、交通事故の発生状況、交通安全施設等の整備状況、沿道環境等の諸条件を総合的に勘案した結果、交通の安全と円滑の確保、騒音、振動等の交通公害の防止、沿道住民の意向等の観点から問題がないと判断する場合は、御提案の趣旨である標準規制速度から±10km／hを超えた規制速度の決定を道路標識等により行うことも法令上可能である。具体的な最高速度規制の要望については、都道府県警察に相談していただきたい。	1103	1103020	速度制限の上限を設定する際に、道路構造令によって、規定されている設計速度を超えても良いこととし、規制速度実施基準では、規制速度の決定の際には、「原則として標準規制速度からプラスマイナス10キロメートルの範囲で規制速度を決定する」旨の規制が行われているが、これを特に、範囲を決めないものにする。	県内の道路交通を円滑化するため、郊外の一般道路で過剰な速度制限がされている区間において速度制限の上限を緩和する。上限を地域に即したものに見直すことで、道路をより有効活用することが可能になる。特に、人、モノの流通の迅速化・効率化で、地域産業の活性化を図ることができる。また、今後の高速道路の建設を縮小していくことも可能となる。	桜井充	道路の速度制限の上限の緩和特区

01 警察庁

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
010070	光ファイバー、水道、ガスの道路取り付け一括管理	道路交通法第77条第1項	道路において工事又は作業を行おうとする者は、警察署長の道路使用許可を受けなければならない。	E		ご提案の光ファイバー、ガス、水道の戸建住宅への道路取付け工事の統一化については、これらの工事の全体を把握し、管理することができる者の申請により、一括して道路使用許可を与えることは可能であり、道路交通法上、その妨げとなるような規制は課されていない。 なお、光ファイバー、ガス、水道の道路取付け一括施工に際し、警察署長の道路使用許可と道路管理者の道路占用許可の両方が必要な場合については、いずれか一方の窓口を経由して申請手続を行うことができることとされている。						1117	1117010	光ファイバー、ガス、水道の戸建住宅の道路取付けの統一管理をすることにより 道路占用、使用許可申請業務が1/3になる。また 戸建住宅を建てる消費者への負担も今までの1/3ですむ形になります。また 光ファイバー事業の戸建住宅の普及により 防犯防災設備が普及する形となり 個人住宅の防犯強化にもつながります。	光ファイバー、ガス、水道の道路取り付けの事業の統一化をすることにより 消費者への低コストの実現と戸建住宅の需要の拡大、道路取付け一括施工により道路占用、使用許可の申請業務の軽減と道路渋滞日の軽減、また 光ファイバー、ガス、水道の一括管理による事の光ファイバー事業の拡大と光ファイバー事業の戸建住宅の普及によることの防犯防災事業の拡大もみこまれます。	真野工業株式会社 真野勝之佑	戸建住宅による水道、ガス、光ファイバーの道路工事取付け施工構想
010080	刑法に規定している、賭博等、及び風適法を規制緩和	刑法第185条及び第186条	いわゆるカジノについては、刑法の賭博罪との関係から、その実施に当たっては、新たな立法措置が必要である。 なお、ゲーミングの定義が不明確であるが、賭博にあたらない限り、遊技設備を設けて営業することは、現状においても、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく風俗営業の許可を受ければ可能である。	C		カジノ実施に伴い、暴力団や外国人犯罪組織等の関与のほか、少年の健全育成への悪影響、地域の風俗環境の悪化等が懸念され、カジノの実施を検討する場合には、これら諸問題を十分に考慮することが必要である。 したがって、カジノを実施するための立法が検討される場合には、警察庁としては、これらの治安上の観点から、その議論に加わり、必要な意見を申し述べて参りたい。						1166	1166010	1. 刑法 第185条-187条 2.風適法	外国人観光客のみ対して提供するゲーム施設の運営管理等。	株式会社東京総合研究所	賑い復活プロジェクト
010090	人吉市九日町中心商店街を通る国道445号を常設駐車場として使用する	道路交通法第4条第1項及び第2項、第44条から第49条の4まで	交通の安全と円滑を確保するため、道路の区間ごとの道路環境、交通実態、駐車需要等に応じたきめ細かな駐車規制を行っている。	D－1		駐車規制の実施に当たっては、当該道路を通行する歩行者、自転車及び車両の安全と円滑の確保に最大限の配慮が必要である。ご提案のような構造の道路の区間について、道路管理者等と意見調整を行い、交通の安全と円滑の確保に支障がないと認められる場合には、道路標識等により、道路の区間又は場所を定めて、駐車規制の解除、駐車の方法等の指定を行うことにより、現行法上対応可能である。						1234	1234010	人吉市九日町中心商店街を通る国道445号を商店街の常設専用駐車場として使用したいため、道路法、道路交通法、国有財産法の運用の緩和。 ・道路全体(約250m区間) に常設駐車スペースを設ける。 ・駐車台数50～100台 ※添付資料参照(①-1～3、③-1～2)	九日町中心商店街を通る国道445号の約250m区間を常設専用駐車場として使用するために、車、歩行者、緊急車が安全に快適に共存して利用できるよう「ひとよし型ボンエルフ道路」に改良する。 ・いつでも店先に気軽に停まれて安全に快適に買い物ができる。 ・”道”全体を車と共存する”ショッピングモール”(買い物公園化)にする。 ・買い物客を呼び戻す効果が期待できるとともに地元商業者の意欲を喚起できる。 ・また、新規事業者の誘致や参画が期待できる。 ※添付資料参照(①-1～3、③-1～2)	熊本県西合志町、遠山 嗣	人吉市中心商店街活性化のための国道445号の「ひとよし型ボンエルフ道路化計画」
010100	青色回転灯を装備した防犯パトロール車の業務範囲の拡大	「道路運送車両法」(昭和26年6月1日法律第185号) 第41条、第54条、第54条の2、第108条、第109条 「道路運送車両の保安基準」(昭和26年運輸省令第67号) 第42条、第55条 「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年国土交通省告示第619号) 第218条	警察庁と国土交通省は、民間団体、地方公共団体等が専ら地域の防犯のために自主的に行う防犯パトロールにおいて、警察本部長から青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を受けた者については、道路運送車両の保安基準第55条の規定による基準の緩和の認定手続きにより、青色回転灯の自動車への装備を認めることととし、12月1日から取扱うこととしたところである。 この警察の証明を受けるための要件として、自主防犯パトロールを実施しているときに予想される事案に対し適切に対応できると認められること、自主防犯パトロール中以外では青色回転灯は点灯させないことなどを定めている。	C		青色回転灯の装着は、自主防犯パトロールを行い、パトロール中に発生した急訴事案等には優先的に対応ができるなどの一定の要件を満たした場合に認められているものである。 一方、提案内容は、他の業務を行う傍らで青色回転灯を使用することを予定しているように考えられ、これは警察本部長が証明を行う自主防犯パトロールとは言えないため、自主防犯パトロールを行うために青色回転灯を装着する対象とは認められない。	右提案主体からの意見に対し回答されたい。また、貴庁の回答によれば、青色回転灯の装着は、自主防犯パトロールを行い、パトロール中に発生した急訴事案等には優先的に対応ができるなどの一定の要件を満たした場合に認められているものである、とのことだが、青色回転灯を装着しての自主防犯パトロール中に不法投棄を発見し、関係部署へ通報する行為について、支障があるか否かについて回答されたい。	平成15年度横浜市市民意識調査では市政への要望の第1位が防犯対策、ごみの不法投棄対策や街の美化は第5位となっている。特に区別調査でみると、中区では不法投棄対策が防犯と共に第1位にランクされているなど、市民の関心が高まっている状況にある。地域の安全・安心について、警察や行政だけでなく市民自らが積極的に取り組む場合、青色回転灯はその装着・点灯による犯罪抑止力という効果だけでなく、一人ひとりの防犯意識の向上に効果的であり、安全・安心に暮らせるまちづくりの推進に資するものである。一方、自主防犯団体は青色回転灯の装着・点灯により、市民から「公益的な活動を実施」という一般的社会的認知を得ることになる。不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁じられており、自主防犯パトロール活動の一環として不法投棄防止に取り組むことは当然であると考える。また不法投棄は、山間部や河川敷など人通りの少ない場所だけでなく、市街地でも発生しており、不法投棄防止パトロールを防犯パトロールに併せて実施することが効率的、且つ効果的である。	D－1		青色回転灯を点灯して行う自主防犯パトロールは、専ら地域の防犯のために行うパトロールであること、急訴事案等が発生した場合には優先的に対応すること等の要件を満たした場合に警察本部長が証明を行うこととしている。したがって、単に青色回転灯を点灯して走行するのみの活動は、青色回転灯を点灯して行う自主防犯パトロールに当たらない。 現在の規定においても、上述の要件を満たし、適正に運用されると認められる限り、青色回転灯を点灯して行う自主防犯パトロールに付随して、防犯活動に類する公的業務を行うことを妨げるものではない。 なお、具体的な活動内容は、神奈川県警察に相談していただきたい。	1270	1270010	現在の規定では青色回転灯の装備は防犯パトロールに限定されているが、防犯パトロールに併せて不法投棄防止パトロールを実施する場合も、青色回転灯を使用することを可能とする。	防犯パトロールに併せて不法投棄防止パトロールを実施できることにより、地域の犯罪抑止と街の美化推進が期待できる。	神奈川県横浜市	安全安心よこはま防犯特区
010110	青色回転灯を装備した防犯パトロール車の業務範囲の拡大	「道路運送車両法」(昭和26年6月1日法律第185号) 第41条、第54条、第54条の2、第108条、第109条 「道路運送車両の保安基準」(昭和26年運輸省令第67号) 第42条、第55条 「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年国土交通省告示第619号) 第218条	警察庁と国土交通省は、民間団体、地方公共団体等が専ら地域の防犯のために自主的に行う防犯パトロールにおいて、警察本部長から青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を受けた者については、道路運送車両の保安基準第55条の規定による基準の緩和の認定手続きにより、青色回転灯の自動車への装備を認めることととし、12月1日から取扱うこととしたところである。 この警察の証明を受けるための要件として、自主防犯パトロールを実施しているときに予想される事案に対し適切に対応できると認められること、自主防犯パトロール中以外では青色回転灯は点灯させないことなどを定めている。	C		青色回転灯の装着は、自主防犯パトロールを行い、パトロール中に発生した急訴事案等には優先的に対応ができるなどの一定の要件を満たした場合に認められているものである。 一方、提案内容は、他の業務を行う傍らで青色回転灯を使用することを予定しているように考えられ、これは警察本部長が証明を行う自主防犯パトロールとは言えないため、自主防犯パトロールを行うために青色回転灯を装着する対象とは認められない。	右提案主体からの意見に対し回答されたい。また、貴庁の回答によれば、青色回転灯の装着は、自主防犯パトロールを行い、パトロール中に発生した急訴事案等には優先的に対応ができるなどの一定の要件を満たした場合に認められているものである、とのことだが、青色回転灯を装着しての自主防犯パトロール中に、付加的に災害発生時の広報活動を行うことについて、支障があるか否かについて回答されたい。	平成15年度横浜市市民意識調査では市政への要望の第1位が防犯対策、地震などの災害対策が第4位となっていて、防犯対策、災害対策どちらにも市民の関心が高まっている状況にある。地域の安全・安心について、警察や行政だけでなく市民自らが積極的に取り組む場合、青色回転灯はその装着・点灯による犯罪抑止力という効果だけでなく、一人ひとりの防犯意識の向上に効果的であり、安全・安心に暮らせるまちづくりの推進に資するものである。一方、自主防犯団体は青色回転灯の装着・点灯により、市民から「公益的な活動を実施」という一般的社会的認知を得ることになる。風水害による災害発生が見込まれる場合及び発生時の広報活動は、安全・安心なまちづくりを推進するうえで重要なものであり、今回の提案は自主防犯パトロールに兼ねて広報活動を行うことの容認を要望するもので、経常的にパトロールを実施しているエリアに限定し、専ら自主防犯パトロール中に付加的に実施することを前提としているので、自主防犯パトロールの実施を阻害するものではない。また、パトロール活動の実施により地理的特性に精通している点からも、効果的な広報活動が見込まれる。	D－1		青色回転灯を点灯して行う自主防犯パトロールは、専ら地域の防犯のために行うパトロールであること、急訴事案等が発生した場合には優先的に対応すること等の要件を満たした場合に警察本部長が証明を行うこととしている。したがって、単に青色回転灯を点灯して走行するのみの活動は、青色回転灯を点灯して行う自主防犯パトロールに当たらない。 現在の規定においても、上述の要件を満たし、適正に運用されると認められる限り、青色回転灯を点灯して行う自主防犯パトロールに付随して、防犯活動に類する公的業務を行うことを妨げるものではない。 なお、具体的な活動内容は、神奈川県警察に相談していただきたい。	1270	1270020	防犯パトロールに併せて風水害による災害発生が見込まれる場合及び発生時も青色回転灯を使用して広報活動を行うことを可能とする。	風水害による災害発生が見込まれる場合及び発生時の広報活動を実施することにより、犯罪発生を抑止すると共に、市民生命の安全確保を推進することができる。	神奈川県横浜市	安全安心よこはま防犯特区
010120	他の業務に基づく移動中における防犯パトロール車の防犯活動の容認	「道路運送車両法」(昭和26年6月1日法律第185号) 第41条、第54条、第54条の2、第108条、第109条 「道路運送車両の保安基準」(昭和26年運輸省令第67号) 第42条、第55条 「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年国土交通省告示第619号) 第218条	警察庁と国土交通省は、民間団体、地方公共団体等が専ら地域の防犯のために自主的に行う防犯パトロールにおいて、警察本部長から青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を受けた者については、道路運送車両の保安基準第55条の規定による基準の緩和の認定手続きにより、青色回転灯の自動車への装備を認めることととし、12月1日から取扱うこととしたところである。 この警察の証明を受けるための要件として、自主防犯パトロールを実施しているときに予想される事案に対し適切に対応できると認められること、自主防犯パトロール中以外では青色回転灯は点灯させないことなどを定めている。	C		青色回転灯の装着は、自主防犯パトロールを行い、パトロール中に発生した急訴事案等には優先的に対応ができるなどの一定の要件を満たした場合に認められているものである。 一方、提案内容は、他の業務を行う傍らで青色回転灯を使用することを予定しているように考えられ、これは警察本部長が証明を行う自主防犯パトロールとは言えないため、自主防犯パトロールを行うために青色回転灯を装着する対象とは認められない。	右提案主体からの意見に対し回答されたい。	本提案は、市町村の職員が出張先までの移動手段として、公用車を利用する場合を想定している。そのため、他の業務と並行しながら防犯パトロールを実施するのではなく、出張先までの往復の移動中に自主防犯パトロール活動をするものである。このように市町村が防犯団体となる場合は、専ら防犯活動に専念するだけでなく、他の業務によって生じた出張先までの移動時間も有効活用することで、自主防犯パトロールの活動時間が増え、それに伴う犯罪の抑止効果や早期発見が期待できる。また、パトロール中の連絡体制を強化することで緊急対応が可能となる施策も検討していく。	D－1		青色回転灯を点灯して行う自主防犯パトロールは、専ら地域の防犯のために行うパトロールであること、急訴事案等が発生した場合には優先的に対応すること等の要件を満たした場合に警察本部長が証明を行うこととしている。したがって、単に青色回転灯を点灯して走行するのみの活動は、青色回転灯を点灯して行う自主防犯パトロールに当たらない。 現在の規定においても、上述の要件を満たし、適正に運用されると認められる限り、青色回転灯を点灯して行う自主防犯パトロールに付随して、防犯活動に類する公的業務を行うことを妨げるものではない。 本提案において、緊急対応が可能となるか否か提案内容からは不明であり、具体的な活動内容を検討した段階で、神奈川県警察に相談していただきたい。	1270	1270030	市町村が防犯団体となる場合は、他の業務に基づく移動中も青色回転灯を点灯し防犯活動を可能とする。	他の業務による移動中の時間に防犯活動が可能となれば、自主パトロールの活動時間が増え、それに伴う犯罪の抑止効果や早期発見が期待できる。	神奈川県横浜市	安全安心よこはま防犯特区